

○学校法人和泉短期大学役員（理事・監事）・評議員 退任慰労金等規程

第1条 この規程は、学校法人和泉短期大学役員（理事・監事）および評議員の退任慰労金等について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 役員退任慰労金は、役員が退任又は在任中死亡したときに、これを支給する。ただし、不正その他自己の責に帰すべき事由により退任する場合は、この限りでない。

第3条 役員退任慰労金は、慰労金の基準額を1年5万円とし、これに在任期間（在任年数に端数を生じたときは、満6ヵ月以上は切り上げて1年とし、6ヵ月未満は、これを切捨てる。）を乗じて得た額とする。ただし、基準額は物価の変動に伴い改正することができる。

第4条 役員で在任中特に功労のあった者、或いは在任中死亡した者又は10年以上在任した者、その他特別の事情ありと認めた者に対しては理事会に諮り、報労金（退任慰労金の100分の50以内）を支給することができる。

第5条 役員および評議員のうち常勤の教職員に対する退任慰労金は「和泉短期大学退職金規則」による。

第6条 評議員が退任したときは、退任慰労金相当の記念品を次のとおり支給する。

評議員 就任期間

1期（2年） 10,000円相当

2期（4年） 20,000円相当

3期以上 30,000円相当

第7条 この規程の改廃は、学内運営協議会の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1 この規程は、1995年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日より施行する。